発中学保第　号

書式6 -1

令和　　年　　月　　日

各小中学校長　　様

鳥取県中部学校保健会 会長

（　公　印　省　略　）

緊急受診（緊急受診システム）について

学校検尿は、慢性腎炎をみいだし、運動の可否など学校での管理についての区分決定する事を主目的としています。

通常の検尿異常の対応では、二次検尿で異常の際に、三次検診を保護者に案内し、医療機関受診までに数週間から１、２か月を要する事があり、受診とそのタイミングは保護者に委ねられているのが現状です。

高度の蛋白尿・血尿を呈する疾患としては、腎炎やネフローゼ症候群などが想定され、腎機能障害が早く進行する場合や、早期に治療を要する状態である場合があります。

この緊急受診システムは、一次・二次検尿で高度の尿異常を呈している際には、集団検診での判定を待つ時間のロスをなくし、早急に保護者に通達、医療機関で速やかに早期診断・治療を受け、重症化を防ぐことを目的とします。

緊急受診システムの流れ（資料３参照）

1. 学校検尿（一次・二次検尿）の結果、①～③の基準のいずれかが判明した時点で  
   迅速に、検査実施機関から各学校に直接通知を行う。

①　尿蛋白単独で3＋以上

②　肉眼的血尿

③　尿蛋白・尿潜血の両方を認め、そのどちらかが3+以上

1. 学校は、至急各家庭に連絡をとり、すみやかに鳥取県立厚生病院を受診するよう勧める。

※　但し、尿検体は、早朝尿である事、月経時尿ではない事を確認する。

　　容器は10ｍl容器を２つ。

※　すでに医療機関で管理されている事がしっかりと把握されている場合、  
学校から保護者への連絡を緊急では行わなくてもよい。

1. 対象者は、学校から連絡を受けてからなるべく早く（3日以内）、鳥取県立厚生病院を受診し、精密検査を受け、必要な場合には治療に入る。
2. 受診後、学校は緊急受診用紙の返送により、保護者から緊急受診が済んだことと、  
   検査結果を確認し、検尿システムに沿った学校での健康管理に反映させる。